

振替決済口座管理規程等 新旧対照表(2019年3月25日改定)

振替決済口座管理規程 短期社債等振替決済口座管理規程	新	旧	コメント
(解約等) 第15条 2項 四号	(削除)	お客様が第19条に定めるこの規程の変更に同意しない場合	五～八は号 ずれ調整
((この規程の変更) 第19条	この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。	この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	
株式等振替決済口座管理規程	新	旧	コメント
(解約等) 第37条 1項 5号	(削除)	お客様が第41条に定めるこの規程の変更に同意しない場合	6～10は号 ずれ調整
(規程の変更手続き) 第41条	この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。 (2項、3項 削除)	この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。 2 改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。 3 前項の通知が行われた後、お客様から所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規程の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	
投信取引約款	新	旧	コメント
(解約等) 第19条 1項 5号	(削除)	お客様が第54条に定めるこの約款の変更に同意しないとき	6～9は号 ずれ調整
(保護預り管理料) 第47条	当社は、本章の保護預りについて所定の料金を頂くことがあります。	当社は、本章の保護預りについて所定の手数料を頂くことがあります。	
(この約款の変更) 第54条	この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。	この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。	
外国証券取引口座約款	新	旧	コメント
(契約の解除) 第22条 1項 3号	(削除)	第25条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき	4～7は号 ずれ調整
(約款の変更) 第25条	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。	